

7 失 欠 格

区 分		都 道 府 県		市 町 村		
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)	箇所数 (E)
失 格	申 請 (G)	1	1,773	1	5,655	2
	決 定	1	578	1	350	2
欠 						

(注1) 「失格」とは、査定の結果、法第6条第1項第1号にいう法定限度額以下になったものを示し、ものとなった工事及び法第6条第1項第2号から第9号の規定により適用除外となった工事です。

(注2) 上段()書きは、管理組合分で外書である。

(注3) 申請総額は、国による代行分を含む。

箇所分類表

計	比 率					
金 額 (F)	A/H	B/H	C/H	D/H	E/H	F/H
7,428						
928						
8,033	33.3	14.2			20.0	12.2
6,498					20.0	9.9
8,144	33.3	14.4			20.0	12.4
2,669					20.0	4.0
40,330	33.3	71.4			20.0	61.4
65,674	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
262,780,054						
0.0						
0.0						

、「欠格」とは、当該表の区分別の理由により、国土交通省所管災害復旧事業に該当しない
国庫負担の対象外としたものをいう。